

**峡南広域行政組合消防庁舎等整備事業
要求水準書**

令和5年5月8日

峡南広域行政組合

目次

1	要求水準書の位置づけ	1
2	本事業の背景と目的	1
3	本事業の基本コンセプトと目指すべき施設像	2
	(1) 基本コンセプト	2
	①地域住民の安全と安心を守る防災拠点	2
	②機能性に優れ消防力の向上に資する庁舎	2
	③地域住民に開かれた庁舎	2
	④環境にやさしく経済性に秀でた庁舎	2
	⑤消防本部及び組合事務局等が入る複合庁舎	2
	⑥セキュリティエリアが確保された庁舎	2
	⑦コストの掛からない庁舎	2
	⑧省エネルギーを意識した庁舎	2
	(2) 目指すべき施設像	3
	1：防災拠点としての庁舎	3
	2：職場環境に配慮した庁舎	3
	3：地域住民のニーズ、地域社会との連携に寄与する庁舎	3
	4：環境にやさしく経済性に優れた庁舎	3
4	本事業の概要	4
	(1) 本事業の対象となる公共施設の名称	4
	(2) 事業方式	4
	(3) 本事業の対象範囲（対象業務）	4
	①設計業務	4
	②建設業務	4
	③工事監理業務	4
	(4) 事業期間及び履行期間	5
5	用語の定義	5
6	遵守すべき法制度等	6
	(1) 法令等	6
	(2) 県・町・組合条例等	7
	(3) 規格等	8
	(4) 参考水準書・参考基準	8
7	施設の機能及び性能等に係る基本要件	10
	(1) 整備エリア（本施設の整備用地）	10
	①敷地条件等	10
	②インフラの条件	10
	(2) 建物規模	10

(3) 施設構成	11
(4) 本施設及び関係する施設の開館日・開館時間	13
8 施設整備に関する要求水準	14
(1) 基盤整備の要求水準	14
①造成に関する要求水準	14
②雨水排水に関する要求水準	15
③浄化槽に関する要求水準	15
④農業用水路の改修等に関する要求水準	15
⑤農道整備（付け替え）に関する要求水準	15
⑥水道管付け替え工事に関する要求水準	15
(2) 建築計画の要求水準	16
①配置計画	16
1) 本施設全体の要求水準	16
2) 施設別の要求水準	17
②平面・動線計画	17
1) 本施設全体の要求水準	17
2) 施設別の要求水準	17
③断面計画	18
1) 本施設全体の要求水準	18
2) 施設別の要求水準	19
④構造計画	20
⑤景観・周辺環境への配慮	20
⑥環境への配慮	20
⑦ライフサイクルコスト・施設の長寿命化	21
⑧仕上げ計画	21
⑨建築設備計画	21
⑩安全性への配慮	22
⑪バリアフリー・ユニバーサルデザイン	22
⑫防災機能	22
⑬健康への配慮	23
⑭その他	23
(3) 各諸室・設備の要求水準	23
①本施設全体の要求水準	23
②施設別の要求水準	23
9 設計業務に関する要求水準	26
(1) 業務の対象	26
(2) 業務期間	26
(3) 本事業特有の配慮事項	26
(4) 設計体制及び責任者の設置	26
(5) 設計業務計画書の提出	26
(6) 設計内容の協議等	26
(7) 進捗状況の管理	27

(8) 設計の変更について	27
(9) 業務の報告及び設計図書等の提出	27
(10) 開発許可及び確認申請等	31
(11) 起債関係書類及び国庫補助金申請関係書類等の作成について	31
(12) 関係機関との協議・調整について	31
10 建設業務に関する要求水準	32
(1) 業務の対象	32
(2) 業務期間	32
(3) 本事業特有の配慮事項	32
(4) 着工前の業務	32
①各種申請業務	32
②近隣調査及び準備調査等	32
③着工時に提出する計画書	32
(5) 建設期間中の業務	33
(6) 建設業務に係る提出書類等	34
11 工事監理業務に関する要求水準	35
(1) 監理業務の内容	35
①現場への技術者の派遣	35
②詳細図の作成	35
③材料、仕様、機器類及び色等の検討	35
④施工図の検査、承認	35
⑤工事の指示	35
⑥追加、変更工事の処理	35
⑦出来形検査及び組合の完成確認等への協力	35
⑧その他工事監理に必要な業務	35
(2) 工事監理体制の報告等	35
(3) 工事監理業務計画書の提出	36
(4) 工事監理者の遵守事項	36
(5) 書類の整理	36
(6) 工事監理業務完了時の提出資料	37
12 統括管理・モニタリング・保険等に係る要求水準	38
(1) 事業全体の統括管理	38
(2) 組合によるモニタリング・事業者によるセルフモニタリング	38
(3) 保険	39
(4) 施設整備に係る瑕疵担保責任	39
13 その他の要求水準	40

■資料一覽	41
■閱覽資料一覽	41

1 要求水準書の位置づけ

峡南広域行政組合消防庁舎等整備事業要求水準書（以下「水準書」という。）は峡南広域行政組合（以下「組合」という。）が峡南広域行政組合消防庁舎等整備事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり、各業務において達成しなければならない水準を示すものである。

また、本要求水準書は、組合が本事業に求める最低水準を規定するものであり、本事業の公募型プロポーザルに参加を希望する事業者（以下「応募者」という。）は、水準書に示されている事項を満たす限りにおいて、本事業に対し自由に提案を行うことができる。

2 本事業の背景と目的

峡南広域行政組合消防本部は、昭和47年（1972年）5月に、消防組織法第6条に基づき、山梨県峡南地域の11の町（当時）により峡南消防組合消防本部として発足し、その歩みを始めました。

翌年の昭和48年4月から、本格的な消防業務を開始し、昭和58年の峡南広域行政組合への統合を経て現在に至り、令和4年4月で49年を迎え、多くの先人たちの英知と努力により、地域住民の安全と安心のため邁進してきました。

しかし、業務開始以来、約半世紀の時間は、消防を取り巻く社会環境を大きく変化させ、多様化する災害に対する住民のニーズは、消防業務の高度化と専門化が一層求められています。

さらに近年、大規模化する大雨による浸水被害や東日本大震災をはじめとする各地で多発する巨大地震を教訓に、峡南地域においても発生が危惧される大雨による被害や、南海トラフ地震（東海地震）への備えが早急に求められているところです。

特に、大雨にあっては、当消防本部管内は日本三大急流に数えられる富士川を有し、消防本部及び北部消防署にあっては、浸水想定区域内に立地しています。

巨大地震にあっては、南海トラフ地震の一つとされる東海地震において、身延町と南部町が震度6弱の揺れが予測されているほか、管内を縦断するように糸魚川―静岡構造線断層帯や身延断層があり、直下型地震の懸念が絶えずある地域です。

このような高度化及び専門化する消防業務への対応と、大規模な自然災害が多発する昨今の状況から、地域住民を守り、安全で安心な地域づくりを推進するためには、防災の拠点となる消防施設の整備が早急に求められています。

特に消防本部及び北部消防署にあっては、浸水想定区域からの移転整備が早急な課題となっています。現在の消防施設は、昭和48年の開署に合わせて建設された施設であり、幾度かの改築、増築及び耐震補強を行ってきましたが、時代とともに消防活動に必要とされる機能が不足する施設となっており、狭い施設状況にあっては、新型コロナウイルス感染症に代表される各種感染症への対策も、限られる状況での活動を強いられており、今後も感染症対策を行ううえで、早急な改善を図る必要があります。

一方、組合を統括する事務局は昭和58年の統合当初は、現在の消防庁舎内にありました。その後、業務拡大により事務室等が手狭となったことから、平成17年10月に、構成町の一つである市川三郷町の六郷庁舎2階の一部に転居しましたが、消防庁舎と位置が離れていることから、公務の効率性や地域住民の利便性、管理面を含む経済性や効率性が高い状態ではありません。

また、情報センターにつきましては、昭和48年3月に峡南広域計算センターとして設立され、当初より隣町である富士川町の施設を借りている状況であり、当該施設の老朽化や耐震不足とともに浸水想定区域に位置しているなどの問題を抱えています。

以上のことから峡南広域行政組合では、庁舎機能に係る喫緊の課題を解決するため、消防施設とともに、組合事務局及び情報センターも入居する複合庁舎施設としての整備を行うこととしました。

3 本事業の基本コンセプトと目指すべき施設像

(1) 基本コンセプト

「峡南広域行政組合公共施設整備計画」（平成30年2月）や、「峡南広域行政組合庁舎等整備基本構想」（令和3年7月）のほか、各施設に求められる基本的な機能等を踏まえて、本事業の基本コンセプトは以下のとおりとする。

①地域住民の安全と安心を守る防災拠点

大規模地震などの自然災害やあらゆる災害に対して、十分な防災機能を備え、インフラ等が破壊されるような大災害時においても持続可能な消防活動を確保し、地域住民の安全と安心を守れる庁舎とします。

②機能性に優れ消防力の向上に資する庁舎

複雑多様化する災害に対して、迅速な消防活動を可能とするため、庁舎及び敷地内は業務効率を踏まえた機能的なレイアウトを実現するとともに、緊急出動動線の最適化を図った庁舎を目指します。また、各種訓練施設及び訓練スペースについても機能性の高い施設整備を目指します。情報機器や緊急消防援助隊の受援体制確保にも配慮した庁舎とします。

③地域住民に開かれた庁舎

地域住民の防災教育の普及促進を図る機能を備えるとともに、訪れる住民が親しみやすく、利用しやすい庁舎を目指します。また、ユニバーサルデザインや駐車場、駐輪場等についても、来庁者にやさしい庁舎とします。

④環境にやさしく経済性に秀でた庁舎

施設の維持管理については、経費の軽減を図った庁舎を目指すとともに、施設設備の長寿命化を図ります。

⑤消防本部及び組合事務局等が入る複合庁舎

消防本部と組合事務局等が入る複合庁舎とすることで、地域の防災拠点として機能性に優れ、災害時等における円滑な消防活動が可能となる庁舎とします。

⑥セキュリティエリアが確保された庁舎

組合事務局、情報センターでは構成5町の特定個人情報を含む住民データを管理していることから、セキュリティエリアが確保された庁舎とします。

⑦コストの掛からない庁舎

本事業の建設にあたっては、建設コストを抑えた庁舎とします。

⑧省エネルギーを意識した庁舎

本施設は通常時・災害時も含めて、省エネルギーを心掛けた庁舎とします。

(2) 目指すべき施設像

基本コンセプトを踏まえ、本事業で整備する目指すべき施設像は以下のとおりとする。

1：防災拠点としての庁舎

- ①浸水想定区域等からの移転、集約による防災性、事務効率性の向上を図ります。
- ②大規模地震等の災害時にも防災拠点として十分な機能が維持できるよう耐震（免震、制震）性能を備えます。
- ③災害活動及び災害復旧・復興の中心的役割を果たす災害活動拠点としての機能を備えます。大規模災害を想定し、消防活動及びライフラインの機能を維持するための、自家発電設備、食料備蓄倉庫の設置等を備えます。
- ④消防本部及び組合事務局等が入る複合庁舎とすることで、災害時等における円滑な活動が行える機能を備えます。
- ⑤峡南管内が被災地となった場合、庁舎整備により十分な敷地を確保することで、緊急消防援助隊の受け入れが可能である。
- ⑥大規模地震、自然災害、複雑多様化する特殊災害に迅速な対応と情報共有が容易となる施設整備を行うとともに、関係機関と連携を図るための統制機能を含めた災害対策室を備えます。
- ⑦車庫内の車両スペースは出動時において、車両相互に支障が生じることがないこととするほか地震等の揺れにも干渉しないよう隔離距離を確保できるスペースを備えます。
- ⑧消防車両等の出動に際しては、消防車両専用の動線を確保するとともに、庁舎内においても来庁者との動線を分離し、素早く出動態勢がとれるよう事務所及び出動準備室等の最適な動線を備えます。
- ⑨感染対策等に従事した、職員の隔離や動線の設定等ができる施設環境の整備とともに、感染資器材の在庫室、救急消毒室を備えます。

2：職場環境に配慮した庁舎

- ①老朽化した施設、設備の整備更新により、良好な執務環境及び衛生的でプライバシーにも配慮した生活環境面等を創出します。これにより、職員の勤務意欲、業務効率の増進に繋がります。
- ②業務効率を踏まえた機能的なレイアウトを構築します。
- ③事務所や書庫等を整備するとともに、仮眠室等にあってはプライバシーや衛生面等を考慮します。
- ④近年では、女性消防官が全国各地で活動していますが、現庁舎には女性に対応できる設備が十分整っていないことから、採用が難しい状況にあります。そのため、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法に即した男女共同参画社会に対応できるよう女性に対応した設備の設置と充実を図り女性消防官に配慮した職場環境を整備します。

3：地域住民のニーズ、地域社会との連携に寄与する庁舎

- ①防災啓発や各種研修会、講習会を行うことができる機能と非常時には消防活動拠点としての機能を有する多目的研修施設を整備します。
- ②来庁者にとって庁舎の配置がわかりやすく余裕のある駐車場や駐輪場が整備されユニバーサルデザインを取り入れ、利便性に適した人々に親しまれる庁舎の構築に努めます。

4：環境にやさしく経済性に優れた庁舎

- ①自然エネルギー、省エネルギー資機材を活用した環境保護や経済性を考慮した庁舎を整備します。
- ②ライフサイクルコストの削減を目指し、将来への負担を軽減するため、施設・設備の長寿命化に配慮した庁舎を整備します。

4 本事業の概要

(1) 本事業の対象となる公共施設の名称

(仮称) 峡南広域行政組合消防庁舎等施設

(2) 事業方式

本施設の整備は、設計施工一括方式 (Design-Build、DB方式) で整備する。

(3) 本事業の対象範囲 (対象業務)

本事業において事業者が行う業務範囲は、次のとおりとする。

①設計業務

- 1) 土木 (造成等) 設計業務 (基本設計・実施設計)
- 2) 建築設計業務 (基本設計・実施設計)
- 3) 電波障害調査業務
- 4) 本事業に伴う各種申請等の業務 (開発許可申請・建築確認申請等)
- 5) 国庫補助金や起債申請図書を作成業務
- 6) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

②建設業務

- 1) 建設業務・造成等業務
- 2) 公害・騒音等に対する近隣対応及び対策業務 (周辺家屋影響調査を含む)
- 3) 電波障害対策業務
- 4) 本施設の引き渡しに係る業務
- 5) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

③工事監理業務

- 1) 工事監理業務
- 2) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(4) 事業期間及び履行期間

①事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日（議会における議決日）の翌日から本施設の組合への引渡し時までとする。

本施設の供用開始に関しては、令和8年4月1日を予定する。

基本協定締結	令和5年9月上旬予定
契約締結	令和5年9月中旬予定
施設整備期間	事業契約締結日の翌日～本施設の組合への引渡し時まで

供用開始までのスケジュールについては、事業者の提案に基づき、組合と協議することができる。

②履行期間

履行期間は事業契約の締結日（議会における議決日）の翌日から令和8年3月23日までとする。

ただし、提案により履行期間を短縮することは差し支えない。なお、各業務に対する履行期間の目安は次のとおりとする。

設計業務期間 事業契約の契約日（議会における議決日）の翌日から令和6年12月28日

施工業務期間 令和6年4月1日から令和8年3月23日

監理業務期間 令和6年4月1日から令和8年3月23日

5 用語の定義

本水準書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

本事業	峡南広域行政組合消防庁舎等整備事業をいう。
整備エリア	資料1「整備エリア図」にて緑色太線枠に示す本事業に供する土地（事業対象範囲に係る土地）をいう。
本施設	本事業で整備エリア内に整備される施設、設備等の全体をいう。消防本部、（仮称）北消防署、組合事務局、情報センター、外構（駐車場含む）
本体施設	本施設のうち、外構（駐車場を含む）を除く施設、設備等をいう。
消防本部	本事業で整備する消防本部を配置する施設、設備及び外構をいう。
（仮称）北消防署	本事業で整備する「（仮称）北消防署（現在の北部消防署）」を配置する施設、設備及び外構をいう。
組合事務局	本事業で整備する峡南広域行政組合事務局を配置する施設、設備及び外構をいう。
情報センター	本事業で整備する情報センターを配置する施設、設備及び外構をいう。

6 遵守すべき法制度等

本事業を実施するに当たり、遵守すべき法令及び条例等、参考とすべき仕様書等は次のとおりである。このほか、本事業を実施するに当たり必要とされるその他の関連法令等（条例を含む。）及び関連要綱・各種基準等についても最新のものを参照し遵守すること。

なお、解釈に関して基準等の中で相反する等の疑義が生じた場合は、別途組合と協議の上、適否について決定するものとする。

(1) 法令等

- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）
- ・ 建設業法（昭和24年法律第100号）
- ・ 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・ 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- ・ 電波法（昭和25年法律第131号）
- ・ 消防法（昭和23年法律第186号）
- ・ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・ 水道法（昭和32年法律第177号）
- ・ 下水道法（昭和33年法律第79号）
- ・ 浄化槽法（昭和58年法律第43号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・ 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・ 環境基本法（平成5年法律第91号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ・ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ・ 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- ・ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- ・ 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）
- ・ 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）
- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）

- ・道路法（昭和27年法律第180号）
- ・道路交通法（昭和35年法律第105号）
- ・駐車場法（昭和32年法律第106号）
- ・電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ・電気工事士法（昭和35年法律第139号）
- ・ガス事業法（昭和29年法律第51号）
- ・警備業法（昭和47年法律第117号）
- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ・民法（明治29年法律第89号）
- ・商法（明治32年法律第48号）
- ・会社法（平成17年法律第86号）
- ・会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）
- ・電気通信事業法（昭和59年法律第86号）
- ・有線電気通信法（昭和28年法律第96号）
- ・公衆電気通信法（昭和28年法律第97号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- ・食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）
- ・公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）
- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
- ・個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
- ・その他、本事業に必要な関係法令等

（2）県・町・組合条例等

- ・山梨県建築基準法施行条例（昭和36年4月10日 条例第19号）
- ・山梨県安全・安心なまちづくり条例（平成17年3月28日 条例第1号）
- ・山梨県生活環境の保全に関する条例（昭和50年7月12日 条例第12号）
- ・山梨県環境基本条例（平成16年3月30日 条例第2号）
- ・山梨県環境影響評価条例（平成10年3月27日 条例第1号）
- ・山梨県地球温暖化対策条例（平成20年12月26日 条例第49号）
- ・山梨県土砂の埋め立て等の規制に関する条例（平成19年7月9日 条例第33号）
- ・市川三郷町景観条例（平成27年3月18日 条例第14号）
- ・市川三郷町下水道条例（平成17年10月1日 条例第184号）
- ・市川三郷町消防団の設置等に関する条例（平成17年10月1日 条例第199号）

- ・ 峡南広域行政組合火災予防条例（昭和58年10月1日 条例第31号）
- ・ 峡南広域行政組合救急業務に関する条例（昭和58年10月1日 条例第32号）
- ・ 峡南広域行政組合消防本部及び消防署設置条例（昭和58年10月1日 条例第30号）
- ・ 峡南広域行政組合情報センター設置及び管理条例（昭和58年10月1日 条例第33号）
- ・ 峡南広域行政組合個人情報保護条例（平成18年3月31日 条例第2号）
- ・ その他、本事業に必要な関係条例等

（3）規格等

- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）
- ・ 電子情報技術産業協会規格（J E I T A）
- ・ 日本電気工業会規格（J E M）
- ・ 日本産業規格（J I S）
- ・ 電池工業会規格（S B A）
- ・ その他、本事業に必要な規格等

（4）参考水準書・参考基準

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編、設備工事編）
- ・ 公共建築木造工事標準仕様書
- ・ 公共建築数量積算基準
- ・ 公共建築設備数量積算基準
- ・ 官庁施設の基本的性能基準及び同解説（（社）公共建築協会）
- ・ 官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（（社）公共建築協会）
- ・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準（（社）公共建築協会）
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説（（社）公共建築協会）
- ・ 防災拠点等となる建築物に関わる機能継続ガイドライン（平成30年5月国土交通省住宅局）
- ・ 日本建築学会諸規準
- ・ 建築設計基準（令和4年3月24日国営整第167号）
- ・ 建築設計基準の資料（令和4年4月27日国営整第18号）
- ・ 建築工事設計図書作成基準（令和2年9月30日国営整第105号）
- ・ 建築工事標準詳細図（令和4年版）
- ・ 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和2年度改定版）
- ・ 擁壁設計標準図（平成12年版）
- ・ 建築構造設計基準（令和3年3月30日国営建技第21号）

- ・ 建築設備計画基準（最新版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築設備設計基準（最新版）（（財）全国建設研修センター）
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針（最新版）（（財）日本建築センター）
- ・ 建築設備数量積算基準・同解説
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引（平成3年版）
- ・ 建築数量積算基準・同解説（平成29年版）
- ・ 建築工事内訳書標準書式【設備工事編】・同解説（平成30年版）
- ・ 電気設備工事共通水準書及び同標準図
- ・ 敷地調査共通仕様書（令和4年3月14日国営整第151号）
- ・ 構内舗装・排水設計基準（最新版）
- ・ 構内舗装・排水設計基準の資料（最新版）
- ・ 建築保全業務共通水準書
- ・ 建築工事安全施工技術指針
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ・ 特定建築物定期調査業務基準（（財）日本建築防災協会）
- ・ 建築物解体工事共通仕様書
- ・ 建築副産物の処理基準及び再生資材の利用基準
- ・ グリーン庁舎基準及び同解説（（社）公共建築協会）
- ・ 地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築物のライフサイクルコスト（（財）建築保全センター編集）
- ・ 建築物のライフサイクルコストマネジメントデータ集（公益社団法人ロングライフビル推進協会編集）
- ・ 建築物のライフサイクルコスト設計の考え方（公益社団法人ロングライフビル推進協会編集）
- ・ 建築のライフサイクルと維持保全（公益社団法人ロングライフビル推進協会編集）
- ・ 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（案）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築設計業務等電子納品要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・ 建築CAD図面作成要領（案）（（財）日本建設情報総合センター）
- ・ 山梨県土木工事共通仕様書
- ・ 山梨県施設機械工事等共通仕様書
- ・ その他、本事業に必要な基準等

7 施設の機能及び性能等に係る基本要件

(1) 整備エリア（本施設の整備用地）

①敷地条件等

整備エリアは、資料1「整備エリア図」にて緑色太枠で示す部分である。

項目	内容
a 所在地	山梨県西八代郡市川三郷町大字下大鳥居字原沢地内
b 敷地面積	13,540 m ²
c 前面道路	敷地西側：県道4号
d 用途地域	無指定地域
e 建蔽率	70%
f 容積率	200%
g 道路斜線	1：1.5
h 隣地斜線	20m+1：1.25
i 日影規制	—

②インフラの条件

項目	内容
a 上水道	敷地境界までの引き込み工事含め事業者にて対応
b 浄化槽	事業者にて整備
c 電気	敷地境界までの引き込み工事含め事業者にて対応
d ガス	LPガス
e 通信	敷地境界までの引き込み工事含め事業者にて対応
f 光回線（公共）	敷地境界への引き込み工事までは組合にて対応

(2) 建物規模

来庁者や本施設で勤務する職員の利便性や施設機能を低下させない範囲で、可能な限り、諸室等の共有化を図り、延べ床面積の削減を図るものとし、全体の建物規模については、延床3,500m²以内とする。

(3) 施設構成

本施設は、消防本部、（仮称）北消防署、組合事務局、情報センター、外構（駐車場含む）により構成し、諸室・機能は「資料3 諸室等機能要件一覧」に記載のとおりとする。

施設	諸室	必要面積 (目安)	原単位等	機能・用途
消防本部	消防長室	20㎡以上		机、応接、更衣等
	事務室	104㎡以上	8㎡/人	署員 13人（庶務課2、警防課 6、予防課 5）机等
	会議室(打合せ室)	30㎡以上	3㎡/人	10人用（全庁舎共用）
	中会議室(災害対策室)	30㎡以上	3㎡/人	10人用
	大会議室	150㎡以上	2.5㎡/人	60人用（全庁舎共用）
	収納庫	提案による		会議机、椅子、会議用備品収納（全庁舎共用）
	書庫	30㎡以上	書棚・ラック1基あたり約10㎡	W1800移動ラック3基
	災害情報収集室	20㎡以上	5~7㎡/人	通信専用デスク、通信機器等
	サーバ室	84㎡以上		（全庁舎共用）
	倉庫 2	24㎡以上	固定収納棚・ロッカー	機器、完成図書、添付品等の保管用
	更衣室	40㎡以上	0.8㎡/人	約44人分 男女別（全庁舎共用）
	救急資器材庫	30㎡以上		救急備品、消耗品収納等
	トイレ	提案による	男女別・多目的トイレ	男子用(各階)・女子用(各階)、多目的トイレ(1階)（全庁舎共用）
	洗面所	提案による	男女別	男女別（全庁舎共用）
	ホール・廊下 EV・階段等	提案による	全庁延床面積の20%程度	（全庁舎共用）
	機械室	提案による	全庁延床面積の5%程度	（全庁舎共用）
（仮称） 北消防署	署長室	20㎡以上		机、応接、更衣等
	事務室	120㎡以上	8㎡/人	常勤15人（小隊12、日勤3）机等
	書庫	30㎡以上	書棚・ラック1基あたり約10㎡	W1800移動ラック3基
	食堂・厨房	60㎡以上	1.8㎡/人程度	北消防署・消防本部共用

施設	諸室	必要面積 (目安)	原単位等	機能・用途
	仮眠室	250㎡以上	10~12㎡/人・ 床	北消防署、個室（男22室、女2室）
	体育室	30㎡以上	5㎡/人	北消防署
	シャワー室	提案による	2.5㎡/ブース 男女別	北消防署、男女別
	洗濯・乾燥室	提案による	男女別	同上
	物干場	提案による		同上
	救急消毒室	15㎡以上		北消防署
	救急器材室	15㎡以上		同上
	消防車両車庫	500㎡以上	合計11台共用	消防署消防車両6台、本部車両5台
	警防機材室	30㎡以上		北消防署・消防本部共用
	資材倉庫機器庫	50㎡以上		北消防署・消防本部共用
	出動準備室	90㎡以上	約2.25㎡/着	北消防署
	乾燥室	5㎡以上		同上
組合事務局	理事控室兼 事務局長室	30㎡以上		机、応接、更衣等
	事務室	146㎡以上	8.6㎡/人	職員 17人（総務課9、厚生支援課8） 机等
	会議室兼介護認定 審査室	35㎡以上	5㎡/人	職員7人（認定審査委員5、事務局2）
	書庫	54㎡以上	書棚・ラック1 基あたり約10㎡	W1800移動ラック5基
	書庫 2	15㎡以上		
	食堂・給湯	30㎡以上		事務局職員・情報センター職員共用
情報セン ター	事務室	158㎡以上	9.8㎡/人	職員 16人（所長、課長、業務推進等） 机等
	作業室	32㎡以上	既往程度	システム保守事業者用作業室及び町村職 員研修室
	印刷室	23㎡以上	既往程度	
	倉庫1	20㎡以上	固定収納棚	各種印刷帳票の保管用

(4) 本施設及び関係する施設の開館日・開館時間

本施設の開館日及び開館時間は、以下のとおりとする。

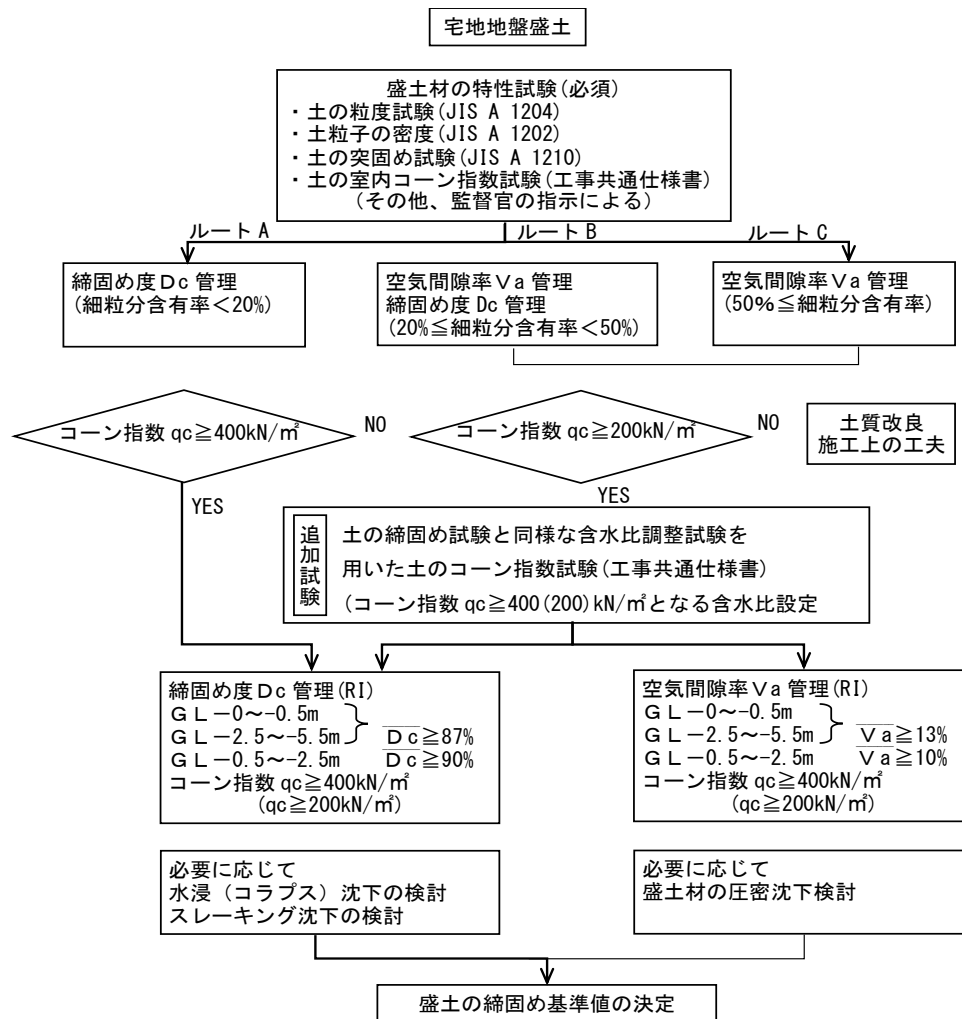
施設	開館日	開館時間
消防本部	平日（窓口）	8時30分～17時15分（窓口）
（仮称）北消防署	全日	24時間
組合事務局	平日（窓口）	8時30分～17時15分（窓口）
情報センター	平日（窓口）	8時30分～17時15分（窓口）

8 施設整備に関する要求水準

(1) 基盤整備の要求水準

①造成に関する要求水準

- ・計画敷地を前面道路の高さに合わせるため、盛土を行うこととするが、計画敷地（北側）3,000㎡を訓練場とするため盛土を必要とせず整備すること。
- ・盛土材料については組合にて準備・提供（事業予定地までの運搬含む）することとする。なお、組合より提供する盛土材料は、施工に際して事業者側での処理・加工が不要な状態のものとする。
- ・盛土の締固基準値は、以下の基本設計フローにより決定すること。
- ・計画敷地の外周部分は法面とし、十分な安定が確保されることを安定解析等で確認すること。
- ・周辺が農地であるため日照を考慮した設計等とするとともに、耕作物育成等に影響を与える恐れがある場合は、必要に応じて適切な対策を講ずること。
- ・対象地域の地盤は比較的軟弱である可能性があるため、長期にわたり地盤沈下や液状化等が生じないよう、既往のボーリング調査結果や現地踏査結果等を踏まえ、適切な工法にて地盤改良を行うこと。ボーリング調査結果については「資料2」として組合より提供する。
- ・その他の技術的要求水準は、土木工事共通仕様書（令和2年3月）に準拠すること。



宅地地盤盛土の締固め基本設計フロー

(出典：宅地防災研究会「宅地防災マニュアルの解説」P170より)

②雨水排水に関する要求水準

- ・雨水は「山梨県宅地開発事業の許可基準に関する条例」に準じて排水すること。
- ・放流先は農業用水路とし、必要に応じて雨水流出抑制施設（調整槽等）を設置すること。
- ・雨水の流出抑制施設を設置する場合、種類・規格については事業者の提案によるものとするが、敷地内に降った雨水は、可能な限り敷地内浸透を促し、地下水の涵養に努めること。
- ・本施設の整備に伴い必要となる盛土によって、前面道路からの排水経路が閉ざされてしまうため、適切な排水処理を施すこと。なお、山梨県管理の既存水路への排水は認めない。

③浄化槽に関する要求水準

- ・流入污水管の延長距離ができるだけ長くないような場所に設置すること。
- ・車庫、物置、その他建築物内での設置は避けること。
- ・直近に放流先がない場所や水がたまりやすい場所などでの設置は避けること。
- ・バキューム車による清掃作業ができない場所への設置は避けること。
- ・やむを得ず露出配管とする場合は、外部からの衝撃に対する防護策や耐候性等を配慮すること。
- ・床下配管は極力避け、建物の外に配管すること。
- ・汚水および雑排水を流入させ、雨水等は流入させないこと。
- ・管路の途中には適切な位置及び大きさの点検弁を設けること。
- ・流入管路を経由し、建物内に臭気が侵入（逆流）しない構造とすること。
- ・放流先は農業用水路とし、必要に応じて雨水流出抑制施設（雨水貯留槽等）を設置すること。

④農業用水路の改修等に関する要求水準

- ・農業用水路は、管理者及び水利権者等の関係者が今後も引き続き利用するため、事業者は本施設整備にあたり、農業用水路に対して改修等の工事を行い、必要な機能を引き続き確保すること。
- ・現在、農業用水路に接続している水路や管路については、管理者及び水利権者等の関係者に確認し、接続が必要な場合は敷設替え後の農業用水路に適切に接続すること。
- ・接続が不要となる水路はその端部を適切に処理すること。
- ・清掃やメンテナンスの際、管理車両等が農業用水路の接続部に近づけるよう配慮すること。
- ・農業用水路及び接続部の位置や構造については、管理者及び水利権者等の関係者との協議を行った上で決定すること。

⑤農道整備（付け替え）に関する要求水準

- ・整備エリア内にある既存の農道についてはその機能を補償すること。
- ・機能補償のため農道を新設する場合は河川区域外とすること。
- ・農業の用に供する以外の目的での利用を防止すること。

⑥水道管付け替え工事に関する要求水準

- ・整備エリア内にある既存の水道管について付け替え工事を行うこと。
- ・付け替えの水道管経路については町の指示に従うこと。

(2) 建築計画の要求水準

①配置計画

1) 本施設全体の要求水準

- ・ 緊急車両は西側道路から出動することとし、緊急車両車庫は本体施設整備ゾーンの西側に配置すること。
- ・ 緊急車両の方向転換およびUターンは、敷地内で行えるよう十分なスペースを設けること。
- ・ 車線を横断して出入りする車両が周辺交通に及ぼす影響を確認し、必要に応じて適切な対策を講じること。
- ・ 緊急車両の出動時の安全性に最大限配慮するとともに、サイレン音による騒音等の影響を最小限にすること。
- ・ 「消防活動エリア（建物内外での訓練スペースを含む）」と「来庁者エリア」を明確にすること。緊急車両車庫前の出動スペース、緊急車両出入口、訓練スペースには、来庁者が迷い込むことがないようにすること。
- ・ 車両動線の分離を図ることで緊急車両の出動を妨げない配置とし、緊急車両の迅速な出動と来庁者の安全性を確保すること。
- ・ 消防本部や（仮称）北消防署、組合等の職員と本施設の来庁者との動線の分離を図ること。ただし、緊急車両以外の車両出入口（歩道の切り下げ区間）は1カ所に集約すること。
- ・ 緊急車両の動線確保の観点から、周辺道路に来庁者が駐車することの防止を図るとともに、一般車両の出入口についても使いやすく安全な計画とすること。
- ・ 防災啓発の観点で、来庁舎や歩行者などから日常の消防業務の様子が見えるようにすることを検討すること。
- ・ 諸室（トイレを含む）の配置は、施設によって開館日及び開館時間が異なることに配慮すること。開館日及び開館時間にあわせて、各施設単位で施錠ができるようにすること。
- ・ 良好な執務環境および衛生的でプライバシーにも配慮した生活環境を確保すること。
- ・ O Aフロアの高さはスラブ面から200mm以上とし、O Aフロアから天井までの高さを2,700mm以上とすること。
- ・ 施設内への自動販売機の設置等も考慮した配置とすること。

2) 施設別の要求水準

a. 消防本部

・消防業務の特殊性を考慮するとともに、建物内の騒音対策等に十分配慮した健康的な執務環境、および衛生的でプライバシーに十分配慮した生活環境を確保し、災害に対応する職員の能力を最大限に発揮できる建物計画とすること。

b. (仮称)北消防署

・緊急車両の出入り口は、整備エリア西側道路に面した場所で、迅速に出動でき、視認性のよい安全な位置に配置すること。

・緊急車両車庫前面には車両の点検や洗車等に使用することを想定してスペースを確保すること。また、はしご車が容易に車庫入れできるスペースを確保すること。

・消防車両の出動時の騒音を抑制する配置とすること。

・建物(内部・外壁等)を訓練活動できるようにすること。

・建物周辺に訓練できるスペースを確保すること。また、夜間の訓練・作業等を考慮し、照明設備を設置すること。

c. 組合事務局

・建物内の騒音対策等に十分配慮した健康的な執務環境、および衛生的でプライバシーに十分配慮した生活環境を確保し、組合職員の能力を最大限に発揮できる建物計画とすること。

d. 情報センター

・建物内の騒音対策等に十分配慮した健康的な執務環境、および衛生的でプライバシーに十分配慮した生活環境を確保し、情報センター職員の能力を最大限に発揮できる建物計画とすること。

②平面・動線計画

1) 本施設全体の要求水準

・各施設、各部門及び各諸室の特性を把握し、機能性を重視した平面計画とすること。

・階段、エレベーター及び廊下は利用しやすい位置とすること。

・バリアフリーに配慮し、関係する法令等を遵守すること。

・床下に電源や通信用の配線などを収納するスペースを設けるなど、事務、情報機器等の接続に配慮した計画とすること。

・防犯、安全管理のため一括監視できるセキュリティ対策を講じた計画とすること。

・共用エリアと職員エリアをセキュリティラインで区画することで、スムーズな出動と来庁者の安全確保を可能とすること。

2) 施設別の要求水準

a. 消防本部

・施設内各部門の意思疎通や連携に配慮した位置とすること。

・諸室の機能連携や、各種動線の最短化に配慮した平面計画とすること。

・来庁者が利用するエリアと業務エリアを明確に分離し、来庁者が業務エリアに入らないように区画すること。

・オープンフロア等の見通しを良くし、職員同士が情報共有しやすい平面計画とすること。

- ・事務室は来庁者の行先がわかりやすく、見通しが良い一体空間とすること。

b. (仮称)北消防署

- ・緊急時はもとより、消防活動や救急活動及び救急活動後の資機材清掃、消毒、保管等の効率化や衛生面にも配慮したゾーニング、動線計画とすること。

- ・諸室間の機能連携や、各種動線の最短化に配慮した平面計画とすること。特に、出勤時を考慮し、可能な限り、各室から車庫までの動線を短くするとともに、床の段差を解消すること。

- ・仮眠室は男女別の個室タイプを基本とし、特に空調効率と遮音性に配慮し、また、執務スペースと遮断又は分離し、出勤に際して動きやすい動線とすること。

- ・施設内各部門の意思疎通や連携に配慮した位置とすること。

- ・消防職員と来庁者の動線を明確に分離し、互いの行動を妨げない計画とすること。また、来庁者が利用するエリアと業務エリアを明確に分離し、来庁者が業務エリアに入らないように区画すること。

- ・夜間出勤等に配慮し屋外照明等を十分確保すること。

- ・自動照明のほか、一斉又は個別に仮眠者を起こすような装置等を設けること。

- ・車庫や仮眠室など、出勤に関する機能は1階に集約し、緊急出勤動線を最短化すること。

- ・救急活動終了後、救急隊員が庁舎内に入る前に救急消毒室を経由することで感染防止に努める動線計画とすること。

c. 組合事務局

- ・諸室の機能連携や、各種動線の最短化に配慮した平面計画とすること。

- ・オープンフロア等の見通しを良くし、職員同士が情報共有しやすい平面計画とすること。

- ・来庁者が利用するエリアと業務エリアを明確に分離し、来庁者が業務エリアに入らないように区画すること。

- ・窓口や各諸室をわかりやすく配置するとともに、来庁者が移動しやすい動線計画とすること。

- ・来庁者用の建物出入口とは別に、バックヤード側に施設職員用の通用口を設置すること。

d. 情報センター

- ・諸室の機能連携や、各種動線の最短化に配慮した平面計画とすること。

- ・オープンフロア等の見通しを良くし、職員同士が情報共有しやすい平面計画とすること。

- ・印刷室と倉庫1は隣接した平面計画とすること。

- ・事務室内にシステム保守事業者の作業スペースを4箇所設けること。

③断面計画

1) 本施設全体の要求水準

- ・各施設及び諸室の特性を把握し、ライフサイクルコストの低減に考慮した適切な階高及び階層構造とすること。

- ・地下室は設けないこと。

- ・道路からの乗り入れや車庫内外、出入口等の勾配や排水設備は、表面滞水やスリップ対策に考慮した構造とすること。

- ・上下階へのスムーズな移動を行える位置に階段および昇降機を設置すること。

2) 施設別の要求水準

a. 消防本部

- ・ 消防本部の各諸室は可能な限り同一フロアとすること。
- ・ 必要に応じて、各種重量資機材等の格納のための昇降装置（ホイストクレーン）等を備えること。

b. （仮称）北消防署

- ・ （仮称）北消防署の各諸室は消防車車両車庫と同一フロアとすること。
- ・ 必要に応じて、各種重量資機材等の格納のための昇降装置（ホイストクレーン）等を備えること。
- ・ 緊急車両に積載している泡消火薬剤を洗浄する際に敷地外部に洗浄水が流出しないような排水構造とすること。
- ・ 救急資機材の洗浄に伴い排水構造に配慮すること。
- ・ 訓練用のアンカーを設置して、梯子を架梯することによる立体的な訓練に対応した施設構造とすること。

c. 組合事務局

- ・ 組合事務局の各諸室は同一フロアとすること。
- ・ 窓口と事務室の境には段差をつくらないこと。

d. 情報センター

- ・ 情報センターの各諸室は同一フロアとすること。

④構造計画

- ・耐震安全性は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年度版・国土交通省）」における以下の基準の性能以上を有すること。
- ・ライフサイクルコストの低減を考慮した構造とすること。

耐震安全性の 分類	構造体	I類
	建築非構造部材	A類
	建築設備	甲類

⑤景観・周辺環境への配慮

- ・建築物や外構の素材・デザイン等は、周辺の景観と調和したものとする。
- ・デザイン面でも周辺への圧迫感の軽減を図ること。
- ・一目で消防庁舎だと分かるシンボル感、存在感、親近感の持てる建築デザインとし、併せてホースタワーや赤色回転灯等の独自性のあるモチーフを活かすこと。
- ・外部に表示する消防署名等は、ゴシック書体を基本とすること。
- ・窓ガラスは周辺に反射の影響が出ないように配慮すること。

⑥環境への配慮

- ・環境への配慮の観点から、エネルギー負荷の抑制や、自然エネルギーの有効活用及び建築物の耐用年数の長期化等により、環境負荷の低減を図ること。
- ・本施設で消費される総エネルギー量を考慮した上で、省エネルギー推進と自然エネルギー活用により、本施設で実質的に消費されるエネルギー量（消費量－再生量）を可能な限り削減できるように検討すること。
- ・以下の事項に配慮した施設整備を行うとともに、その効果が来庁者に分かるよう努めること。

ア. エネルギー負荷の抑制

- ・施設の断熱や気密性の向上、日射のコントロール、空調及び換気方法の工夫などにより、エネルギー負荷の総合的な削減を図ること。

イ. エネルギー・資源の有効利用

- ・エネルギーや資源を無駄なく効率的に使うことのできる設備を採用するほか、デマンド監視装置を設置してエネルギー管理が行えるようにするなどの工夫をすること。
- ・自然エネルギー活用等により、二酸化炭素排出削減や環境負荷の低減に寄与すること。
- ・水資源の有効活用及び水道費用の削減等の観点から雨水の有効利用などによって、環境負荷の低減に寄与すること。

ウ. 適正使用・適正処理

- ・建設副産物や運営段階での廃棄物などの削減と再資源化を図ること。
- ・自然光を有効利用するよう努めること。

⑦ライフサイクルコスト・施設の長寿命化

- ・エネルギー消費量の抑制や、安価なエネルギー源の採用などを通じて、施設のランニングコストの縮減に配慮すること。
- ・大規模修繕工事が最小限となるよう、建築・設備の更新や修繕の容易性に配慮した施設計画とすること。また、レイアウト変更に対応できるよう、階高や壁の構造等に配慮し、長期使用に耐え得る十分な性能を確保すること。
- ・容易に窓掃除や施設のメンテナンスを行える構造とすること。
- ・植栽は、メンテナンス費用の低減に配慮した計画とすること。

⑧仕上げ計画

- ・建物内外の仕上げは、周辺の建築物や自然環境との調和を積極的に図ること。
- ・施設整備における経済性に配慮すること。
- ・供用開始後の維持管理にも十分配慮し、保全・清掃の容易性に配慮すること。
- ・仕上げ材は、各室・機能の用途及び利用頻度、並びに各部位の特性を把握した上で最適な組合せを選ぶよう努めること。
- ・外構は、大型車両の乗り上げを考慮し、強固な仕上げとすること。

⑨建築設備計画

- ・設備スペースの大きさは、主要機器の設置スペース、附属機器類の設置スペース、保守管理のスペース、機器の搬入・搬出スペース、将来の改修や設備容量の増強のための予備スペース等に留意し、計画すること。
- ・光熱水費、更新のランニングコストを考慮した熱源を採用すること。なお、ライフサイクルコストや維持修繕、改修の容易さ等を考慮して方式や機器、数量を選定すること。
- ・各種機器（照明・空調等）の管理方法は、本施設の職員の利便性やメンテナンス性、将来の故障時の影響を考慮して計画すること。
- ・設備機器の更新、メンテナンス及び将来の電気機器・電気容量の増加等の可能性を踏まえて、受変電設備、配電盤内に電灯、動力の予備回線を計画すること。
- ・本施設1階部分に本施設の需要量に応じた適切な容量の受水槽を設置すること。
- ・電気設備の配管、配線については耐久性を考慮すること。
- ・配線や機器の設置スペースなどは、更新性や拡張性に配慮すること。
- ・電源ケーブルと通信ケーブルのルートは別系統で管理できるようにすること。
- ・受変電設備は、関係法令、基準等に準拠し、施設計画に応じた雷保護設備を設けること。
- ・イベントや災害時利用を想定して、外構や外壁面等にもコンセント（盗電対策を行うこと）を設置すること。
- ・消防用設備等は、関係法令に基づき設置すること。
- ・外灯は、自動点灯及び時間点灯ができるようにすること。
- ・庁内専用回線（LAN・本体施設の峡南広域行政組合への引渡し後に峡南広域行政組合が配線工事を実施）とは別に、インターネット設備（来庁者も使用可とすることを想定）の設置及び配管配線工事を

適切に行うこと。

- ・電話、テレビ放送受信設備（CATVを含む）の設置及び配管配線工事を適切に行うこと。
- ・施設規模や、また、合築の場合においては複合施設であることを踏まえて、各種機器の集中管理パネルを設置して一括管理ができるようにするなど、組合が実施する機器の管理に関して合理的な方法を提案すること。
- ・施設全体を対象に案内放送ができる放送設備を整備すること。
- ・非常用自家発電設備は無給油で72時間対応とし、災害時に、資料3「諸室等機能要件一覧」の「要求水準」の欄に停電時に係る記載がある諸室を対象に、電源の確保及び照明設備の点灯が可能な計画とすること。
- ・屋外設備は、騒音等による周辺環境への影響に配慮すること。
- ・非常用自家発電設備はフェンス等で囲うこと。
- ・非常用自家発電設備は、次期更新のため、設置スペースを確保しておくこと。

⑩安全性への配慮

- ・本事業の実施においては、敷地全体のセキュリティ対策も考慮に入れ、均衡の取れた死角のない防犯性の高い施設計画を行うとともに、施設内においても、来庁者がけがをしないよう、安全性に配慮すること。
- ・外部からの不正侵入の防止に配慮した施設配置、アプローチ計画とすること。
- ・機械警備システムの設置を計画すること。
- ・個人情報の保護等の情報セキュリティに配慮すること。

⑪バリアフリー・ユニバーサルデザイン

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」を遵守すること。
- ・段差のない床、滑りにくい床仕上げ材など、安全に配慮した仕様、材質とすること。
- ・視覚に障害がある方が利用しやすい音響環境に配慮すること。
- ・扉や窓サッシ等の可動部分や、ドアハンドル、水栓金物、スイッチ等は誰もが使いやすい形状や配置とするよう配慮すること。
- ・障害のある方等の利用に配慮した点字案内や、緊急情報の提供に配慮すること。
- ・車椅子対応カウンターを設置や十分な待合スペースを確保すること。
- ・外国語併記の案内表示（英語・中国語・韓国語等）を設置すること。
- ・本体施設の1階に多機能フリートイレを設置すること。
- ・車いす使用者用駐車区画（駐車マス・全幅3,500mm）については、山梨県のガイドラインに基づいて設置すること。

⑫防災機能

- ・地震時に外壁等の剥落や落下による二次災害に配慮した構造、外装とすること。
- ・適切な浸水対策を講じること。
- ・災害時のライフライン（水・電気）の途絶に配慮した設備計画とすること。

- ・食料、生活必需品の備蓄倉庫を設置すること。

⑬健康への配慮

- ・シックハウス対策に配慮した材料を採用すること。
- ・騒音や振動の発生源となる部分（機械室や駐車場等）を適切に配置すること。
- ・感染症予防に配慮した施設・設備とすること。（例：適切な場所への手洗いの設置）

⑭その他

- ・本事業に係る道路の乗り入れ・切り下げ等に係る費用、道路の雨水排水設備の改修に係る費用、既存インフラ補強（例：緊急車両乗り入れに伴う道路補強等）に係る費用、及び各種インフラ（電気・電話・ガス等）の引込に伴い発生する費用は事業者の負担とする。
- ・本事業に伴い前面道路（県道4号）の開削等を行う場合、道路幅員は現状通り復旧すること。

（3）各諸室・設備の要求水準

①本施設全体の要求水準

- ・各施設別の必要な諸室及び仕様は、資料3「諸室等機能要件一覧」参照のこと。
- ・来庁者や本施設で勤務する職員の利便性を損なわない範囲において、可能な限り、会議室などの諸室やメンテナンススペースの共有化を図り、延べ床面積の削減を図ること。
- ・各スペース・諸室の機能や関連性を考慮しながら、効率的に組み合わせて配置すること。
- ・各諸室は、可能な限り兼用や組み合わせ等により、臨機応変な活用ができるよう、間仕切りや壁の構造及び配置等を工夫すること。また、倉庫、収納棚等は十分なスペースを確保すること。
- ・各室において採光と室温について配慮すること。
- ・遮光が必要な窓にはブラインド、ロールスクリーン又はカーテン等を設置すること。
- ・鳥害対策のため、外壁の凹凸は可能な限りないものとする。
- ・虫対策のため、網戸を設置すること。
- ・施設銘板や案内表示板、室名、部署名等のサインは、来庁者にとって見やすい位置、大きさ、フォントに配慮すること。
- ・各室の照明、電源等は各室の状況により必要数を配置すること。
- ・有線及び無線によるネットワーク構築のための配線計画を立案すること。なお、アクセスポイントは庁内ネットワークを通じて接続する予定である。
- ・廊下及び階段と各室間は適宜扉を設けるなど、建物全体の空調効率に配慮すること。
- ・扉は原則引戸とし、開戸を設置する場合は外開きとすること。
- ・家具の固定や移動対策に配慮すること。

②施設別の要求水準

a. 消防本部

- ・エントランスホール等には、各種届出等の受付や、地域住民からの相談コーナー、防災情報コーナーを設置すること。

- ・本施設の屋上には、山梨県防災行政無線のパラボラアンテナ、消防デジタル無線用ダイバーシティアンテナ及び気象観測装置が設置できる構造を有すること。

b. (仮称) 北消防署

- ・交替制勤務の職員は24時間体制(2交代制)で勤務することになるため、ストレス軽減のため休憩スペースの充実や仮眠室の個室化により、職員個人のプライバシーを確保すること。また、個人のプライバシーへ配慮しつつも、円滑な出動体制を妨げない計画とすること。

- ・24時間体制のため、夜間の管理がしやすい配置とすること。

- ・館内放送は屋内又は屋外若しくはその両方が選択できる仕様とすること。

- ・消火栓(敷地内1か所)を設置すること。

- ・出動準備室は、複数の出動隊が指令内容を確認するための情報共有及び作戦用スペースとして使用することに配慮すること。

- ・緊急車両車庫内は、多くの職員が出動動線として使用するため、車両間のスペースは十分確保し、また、訓練中の出動を想定し、訓練場所から車庫までスムーズに移動できる動線を計画すること。

c. 情報センター

- ・サーバ室を含めたセキュリティエリアについては、情報センター担当者の指示に従うこと。

d. 駐車場

- ・駐車スペース及び駐輪場(屋根付・台数は提案による)を配置すること。

- ・駐車スペースは、本体施設の機能を確保した上で、できるだけ多くの台数が効率的に駐車できるようにすること。

- ・ゲート装置等の設置は必須ではない。(来庁者の駐車場の利用は無料を想定)

- ・出入口周辺は、出入りに支障のないよう段差の解消に努めること。

- ・外灯照明を駐車スペース等に設けること。

e. 付帯施設

- ・担当部署の指示に基づく付属棟(少量危険物貯蔵倉庫:指定箇所に計8㎡程度、空気充填庫・ボンベ庫:18㎡程度、ゴミ庫(救急廃棄物庫含む):9㎡程度、LPガスボンベ庫:8㎡程度、土のう置き場:7㎡程度、倉庫:33㎡程度(間口はシャッター1枚)を設置すること。※配置バランスを考慮すること。

- ・資料3「諸室等機能要件一覧」記載の消防車両車庫欄を参照し、車庫の設置を行うこと。

- ・バイク、自転車置場を設置すること。

- ・旗ポール台を設置すること。

- ・以下の機能を備えるホースタワーを設置すること。

- ・ワイヤーを用いたハンガー式を原則とし、各署で必要なホース数を吊すことができる仕様とすること。

- ・運転時の騒音が極力発生しにくい構造(モーターによる駆動等)とすること。

- ・長期間の使用に耐える部材等を採用すること。

- ・保守点検が容易かつ安全に実施できる仕様とすること。

f. 外構

- ・救助訓練、体力増強訓練、ホース洗浄等を行うためのスペースを確保すること。

- ・広報板(案内看板、サイン等)を設置すること。

- ・車庫前等の舗装は、重量車の車庫入れや切り返しに耐えられるものとする。

- ・ 土間勾配に注意し、敷地内に滞水することのないようにすること
- ・ 植栽は、将来にわたり管理が容易な種類を採用すること。
- ・ 防犯機能の優れた困障と警備機器を設置すること。
- ・ 敷地内の外周フェンスの計画にあたっては景観に配慮したデザインとすること。
- ・ 舗装は、美観及び耐久性・防滑性に配慮したものとする。
- ・ 法面の処理については、提案とするが客土吹付が望ましい。

9 設計業務に関する要求水準

(1) 業務の対象

事業者は、本水準書、提案内容、契約書類等に基づき、各施設を整備するために必要な基本設計と実施設計を行うこと。また、本事業に伴う各種手続は、事業者の判断により実施すること。

(2) 業務期間

設計業務の期間は、事業全体のスケジュールに整合させ、事業者が計画すること。また、具体的な業務期間については、提案内容に基づき契約書において定める。

(3) 本事業特有の配慮事項

- ・基本設計段階には、組合が指定する防災システム・指令システム管理業者との打合せに参加し、組合の防災システム等設置に係る意向を設計業務に反映させること。なお、資料4「無線機器等設置一覧」のとおり、現有設備の既存移転する設備と本業務以外で指令業務共同化に伴う新規設備があることに留意すること。（※設備により指定業者以外では移設不可能な機器があるため注意すること。）
- ・施設内ネットワークについては、配線計画を立案し、組合の情報センターと協議すること。
- ・追加での測量・ボーリング調査等の各種調査は、事業者の責任・費用負担において実施すること。
- ・整備エリア全体に対して、3000㎡以上の造成が必要な場合には、地歴調査が必要になる。
- ・組合への提出書類（着手時・中間時・完了時）に関しては、組合のホームページ「入札・契約関係様式集（工事・コンサル）」に掲載されている様式（「入札・契約関係様式集（工事・コンサル）」内の「契約締結後必要書類」参照）を使用すること。
- ・残土等の仮置場が必要な場合は、事業者の負担において別途用意すること。

(4) 設計体制及び責任者の設置

事業者は、土木設計業務および建築設計業務の各々に対して責任者を配置し、設計体制と合わせて設計業務着手前に組合に報告すること。

土木設計業務の責任者は、管理技術者として、技術士（建設-土質及び基礎）の資格を有し、実務経験が豊富である者を選定すること。

建築設計業務の責任者は、管理技術者として、一級建築士の資格を有し、実務経験が豊富である者を選定すること。

担当主任技術者は、意匠（一級建築士）、構造（構造設計一級建築士）、電気設備（設備設計一級建築士又は建築設備士）、機械設備（設備設計一級建築士又は建築設備士）、土木（技術士（建設-土質及び基礎））を分野毎に配置すること。なお、管理技術者は担当技術者を兼ねることができない。また、土木設計管理技術者、建築設計管理技術者及び意匠担当技術者は設計企業が直接雇用する者とする。

(5) 設計業務計画書の提出

事業者は、設計業務着手前に詳細工程表を含む設計業務計画書を作成し、組合に提出して承認を得ること。

(6) 設計内容の協議等

組合は事業者に対して設計の検討内容について、いつでも確認することができる。事業者は設計に当たり、組合と協議を行うこと。

組合は、設計内容に対し、事業者の提案の範囲を逸脱しない範囲で、変更を求めることができる。事業者

は設計変更の必要性が生じた場合は組合に事前承諾を得た上で行うものとする。

設計期間中、性能・機能を満足することができない箇所が発見された場合、事業提案書に対する改善変更を事業者の負担において行うこと。

(7) 進捗状況の管理

設計業務の進捗管理は、事業者の責任において実施すること。

(8) 設計の変更について

設計の変更に関する事項は、事業契約書にて定める。

(9) 業務の報告及び設計図書等の提出

事業者は、設計業務計画書に基づき定期的に組合に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、基本設計及び実施設計の終了時に、設計図書等を組合に提出して承認を得ること。

提出する設計図書等の提出書類は次のア及びイとし、その他必要に応じて事業契約書で定める。なお、設計図書に関する著作権は組合に帰属するものとする。

ア 基本設計に係る主な提出書類等

提出書類等
土木
土木基本設計図書
・ 設計説明書
・ 設計計算書等
・ 設計図面
・ 数量計算書
・ 概算事業費
・ 施工計画書
建築（総合）
建築（総合）基本設計図書
・ 設計説明書（意匠計画概要書含む）
・ 仕様概要書
・ 仕上げ概要表
・ 面積表及び求積図
・ 敷地案内図
・ 配置図
・ 平面図（各階）
・ 断面図
・ 立面図

工事費概算書
仮設計画図
仮設計画概算書
建築（構造）
建築（構造）基本設計図書
工事費概算書
設備計画（機械・電気・その他の別）
設備基本設計図書
工事費概算書
その他
概略工事工程表
リサイクル計画書
資料
各種技術資料
各調査報告書
各記録書（諸官庁協議書、打合せ議事録等）

※規格、縮尺、部数、提出方法は、組合と事業者が協議して決定する。

※上記のほか、山梨県土木工事共通仕様書等に準じた書類及び各契約書の条項に記載されている書類（組合と事業者が協議して決定する）

イ 実施設計に係る主な提出書類等

提出書類等
土木
土木基本設計図書
・ 設計計算書等
・ 詳細設計図面
・ 数量計算書
・ 工事費積算書
・ 施工計画書
建築（総合）
建築（総合）設計図
・ 設計説明書
・ 建築物概要書
・ 水準書
・ 仕上表
・ 面積表及び求積図
・ 敷地案内図
・ 配置図
・ 平面図（各階）
・ 断面図
・ 立面図（各面）
・ 矩計図
・ 展開図
・ 天井伏図（各階）
・ 平面詳細図
・ 部分詳細図（断面含む）
・ 建具表
・ 外構図
・ 総合仮設計画図
建築確認申請図書
建築（構造）
建築（構造）設計図
構造計算書
建築確認申請図書
設備計画（各設備分）

設備設計図
設備設計計算書
カタログ写し等
建築確認申請図書
数量調書等（建築分・機械分・電気分・その他設備分）
工事積算数量算出書
工事積算数量調書
見積書及び見積比較表
工事設計水準書（内訳書）
その他
備品リスト
概略工事工程表
許可等申請、各種届出等
各記録書（諸官庁協議書、打合せ議事録等）

※規格、縮尺、部数、提出方法は、組合と事業者が協議して決定する。

※上記のほか、山梨県土木工事共通仕様書等に準じた書類及び各契約書の条項に記載されている書類（組合と事業者が協議して決定する）

(10) 開発許可及び確認申請等

都市計画法に基づく開発許可申請及び建築基準法に基づく確認申請等（都市計画法適合証明書の手続きを含む）を行う際は、申請前に組合の確認を受け、確認済証取得時には、組合にその旨の報告を行うこと。また、申請前に、「開発許可申請等の手引き（令和4年4月 山梨県）」及びその他の関連条例等に基づく手続を行うこと。なお、開発許可手続きの要否は組合が決定する。

本事業にあたっては必要となる各種許認可、届出等を事業スケジュールに支障がないよう事業者において実施すること。

本事業にあたって必要となる各種許認可、届出等は事業者の経費負担において行い組合に報告すること。

(11) 起債関係書類及び国庫補助金申請関係書類等の作成について

本事業は、複数の起債の活用を行う予定である。各起債対象部分とその他を明確に区分する必要があることから、起債を申請するに当たり必要となる資料（組合が示す基準に基づく工事費内訳明細書、図面、共有スペースの按分等）を作成し、組合に提出すること。

国庫補助金申請関係書類、国庫補助金の算定根拠（施設毎の工事費等の積算内訳書等）及びこれらに係る各種資料（図面）等の作成など、組合が国庫補助金申請を行うための書類を作成すること。

(12) 関係機関との協議・調整について

本事業に伴う周辺交通への影響について確認した上で、本施設の出入り形態等の交通運用計画については、交通管理者等との協議を踏まえ決定すること。

10 建設業務に関する要求水準

(1) 業務の対象

事業者は、本要求水準書、提案内容、契約書、設計図書等に基づき、準備調査等や土木工事、施設建設及び外構工事等一切の工事を行うこと。

(2) 業務期間

具体的な業務期間は、提案内容に基づき事業契約書において定める。

(3) 本事業特有の配慮事項

工事期間中に地域住民等が道路等を利用できなくなる場合は、可能な限り、利用できない期間の短縮に努めること。

建設工事中または完了した部分であっても、「実施設計の変更」が生じた場合は、事業者の責任において変更しなければならない。

(4) 着工前の業務

①各種申請業務

- ・事業者は、建設工事に必要となる各種許認可、届出等の手続を事業スケジュールに支障がないように実施すること。組合が必要とする場合は、各種許認可等の写しを組合に提出すること。

②近隣調査及び準備調査等

- ・着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な施工と近隣の理解を得て、安全を確保すること。また、工事に関して近隣への説明会等を実施し、工事内容についての了解を得るよう努めること。
- ・着工後においては、工事の時間帯や実施曜日等について近隣住民に配慮すること。
- ・本事業の工事が近隣の生活環境に与える騒音、振動、悪臭、粉じん、地盤沈下、水枯れ、及び電波障害等の諸影響についてあらかじめ検討、調査し、合理的に要求される範囲の対策を施すこと。
- ・近隣対策の実施については、組合に対して事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
- ・一般住民用に工事概要を記載した、説明用リーフレット（A3両面1枚程度）を作成し工事着手時期に提出すること。リーフレットの内容は組合と協議し決定すること。リーフレットの著作権は組合に帰属する。なお、リーフレットは電子納品とすることとし、印刷・配布は組合にて行う。

③着工時に提出する計画書

- ・事業者は、工事の着手の前に、建設業務計画書（総合施工計画書、工事全体工程表等）を作成し、組合に提出して承認を得ること。

(5) 建設期間中の業務

- ・事業者は、各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画書に従って施設の工事を実施すること。また、事業者は、工事現場に施工記録を常に整備すること。
- ・事業者は、次に掲げる者を定めて工事現場に配置し、組合に報告すること。

ア 現場代理人

イ 専任の監理技術者

- ・現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うこと。
- ・監理技術者は本事業に専任で配置とし、施工計画書の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理及び当該工事に従事する者の技術上の指導監督を行うこと。また、監理技術者は、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者で、監理技術者講習修了証の交付を受けている者とする事。
- ・事業者は、施工状況を組合に毎月報告するほか、組合から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- ・組合は、事業者が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、いつでも工事現場の施工状況の確認を行うことができるものとし、事業者はこれに協力すること。
- ・工事を円滑に推進できるよう、必要な工事状況の説明及び調整を十分に行うこと。
- ・施工記録を用意して、組合の完成確認に備えること。
- ・組合が別途発注する第三者（防災システム・指令システム管理業者・庁内ネットワーク構築業者等）の行う設計、施工及び物品の搬入作業が事業者の業務に密接に関連する場合には、必要に応じて調整・協力を行うこと。
- ・騒音、振動、悪臭、粉じん、地盤沈下、水枯れ及び電波障害等の諸影響について、十分な対策を施すこと。万一発生した場合は、事業者の責任において適切に対応し、処理すること。
- ・工事により発生した廃棄物等は、法令等の定めに基づき適切に処理、処分すること。発生した廃棄物等のうち、その再生が可能なものは、積極的に再利用を図ること。
- ・隣接する物件や、道路、施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損をした場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。
- ・工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情その他については、事業者の責任において、工程に支障をきたさないよう適切に対応し、処理すること。
- ・工事現場内の事故災害の発生に十分留意するとともに、周辺地域へ災害が及ばないよう万全の対策を施すこと。
- ・工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者等と協議し、運行速度、交通誘導員の配置、案内看板の設置、車両のタイヤの洗浄、道路の清掃等、十分な配慮を行うこと。
- ・事業者は、組合に業務完成届を提出し、組合の履行確認を受けた後に、組合に施設の引渡しをすること。
- ・組合から工事の完成確認通知を受領した後、引渡し予定日までに、施設を組合に引き渡すこと。また、施設の引渡し時に、事業者は組合に対して設備等の操作説明等を行うこと。
- ・本事業から生じる工事排水は、仮設沈砂池や濁水処理プラント等で処理した後に適切に排水すること。
- ・事業用地内において工作物等があった場合は、組合の承諾を得て本工事の障害となるものを撤去処分すること。

(6) 建設業務に係る提出書類等

ア 開始前の提出書類等

- ・ 工事開始前の主な提出書類は、以下の通り。

提出書類等
建設業務計画書（総合施工計画書、工事全体工程表等）
その他の関係書類一式（組合のホームページ「入札・契約関係様式集（工事・コンサル）」内の「契約締結後必要書類」参照）

※規格、縮尺、部数、提出方法は、組合と事業者が協議して決定する。

※上記のほか、山梨県土木工事共通仕様書等に準じた書類及び各契約書の条項に記載されている書類（組合と事業者が協議して決定する）

イ 工事完成時の主な提出書類（工事完成図書）

- ・ 工事完成時の主な提出書類等は、以下のとおり。

提出書類等
工事完了届
工事記録写真
完成図
・ 建築工事分
・ 各設備分
・ 土木工事分
・ 什器・備品配置
備品リスト
備品カタログ
完成検査調書（事業者が実施したもの）
完成写真
その他の工事関係書類一式

※規格、縮尺、部数、提出方法は、組合と事業者が協議して決定する。

※工事開始前の提出書類及び工事期間中の提出書類は、組合と事業者が協議して決定する。

※上記のほか、山梨県土木工事共通仕様書等に準じた書類及び各契約書の条項に記載されている書類（組合と事業者が協議して決定する）

1 1 工事監理業務に関する要求水準

(1) 監理業務の内容

①現場への技術者の派遣

- ・ 工程会議、各種打合せ、各工事の現場確認、中間検査、製品検査及び完成検査を実施すること。

②詳細図の作成

- ・ 設計意図の補足図面等の作成を行うこと。

③材料、仕様、機器類及び色等の検討

- ・ 材料、仕様、機器類及び色等の検討を行うこと。

④施工図の検査、承認

- ・ 施工図、工作図、原寸図の検査及び照査を行うこと。
- ・ 施工要領書、施工計画書の検討及び照査を行うこと。

⑤工事の指示

- ・ 工事の調整を行うこと。
- ・ 工程の検討及び指導を行うこと。
- ・ 工事の確認、監督及び検査並びに指導を行うこと。

⑥追加、変更工事の処理

- ・ 設計変更、追加工事への助言及び資料、図書の作成を行うこと。

⑦出来形検査及び組合の完成確認等への協力

- ・ 出来形検査及び組合の完成確認等へ協力すること。

⑧その他工事監理に必要な業務

- ・ 建築基準法等の関係法令に基づく手続等を行うこと。

(2) 工事監理体制の報告等

- ・ 事業者は、工事監理者を配置し、工事監理体制と合わせて監理業務着手前に組合に報告すること。
- ・ 工事監理者は、一級建築士の資格を有し、実務経験が豊富である者（延床面積3,500㎡以上の建物に係る工事監理業務の実績）を選定すること。また、意匠、構造、電気設備、機械設備の分野別に各担当者を配置すること。
- ・ 組合への提出書類（着手時・中間時・完了時）に関しては、組合のホームページ「入札・契約関係様式集（工事・コンサル）」に掲載されている様式（「入札・契約関係様式集（工事・コンサル）」内の「契約締結後必要書類」参照）を使用すること。

(3) 工事監理業務計画書の提出

- ・事業者は、工事監理業務着手前に工事監理業務計画書を作成し、組合に提出して承認を得ること。

(4) 工事監理者の遵守事項

- ・工事監理者は、工事監理業務に当たって設計図書及び建築基準法等関係法規の熟知並びに工事場所内外の状況、工程、工事内容等を十分に把握の上、工事が完全に施工されるよう厳正かつ誠意を持って監理業務を行うこと。
- ・工事監理者は、施工計画等について十分に検討を行うこと。
- ・工事監理者は、工事監理状況を工事監理日誌に記載し、組合に報告すること。
- ・工事監理者は、技術者の月毎の監理日数を組合に報告すること。
- ・工事監理者は、事業者から提出される施工図、材料及び仕上げの見本を検討し、設計図書に合致することを確認すること。
- ・工事監理者は、工事の進捗状況を常に把握し、毎月末のその進捗状況を組合に速やかに報告すること。なお、必要に応じて組合から要請があった場合には、随時報告すること。
- ・工事監理者は、完成検査等に際しては、事前に出来形を確認し、各図書等の資料を整備しておくこと。
- ・工事監理者は、工事の施工内容が設計図書に合致しないと認められる場合は、速やかにその工事の是正等の適正な指示をすること。
- ・工事監理者は、事業者からの提出書類の内容を審査し、各種工事において承諾、立会を行うこと。
- ・工事監理者は、工事の施工等について指示又は承認した事項及び設計図書等に示された事項が適正に処理されていることを確認すること。

(5) 書類の整理

工事監理者は、次に掲げる書類等を現場に備え付け、これを整理しておくこと。

書類等
・ 設計図書
・ 共通水準書
・ 工事費内訳書
・ 施工計画書
・ 工程表
・ 気象表
・ 打合せ簿（施工記録）
・ 出来形調書
・ 各検査に関する書類（材料検査簿、各試験結果表等）
・ 工事写真
・ 工事監理日誌
・ 下請負人届及び資材一覧表
・ その他必要な書類

(6) 工事監理業務完了時の提出資料

- ・ 工事監理業務完了時の提出資料等は、次のとおり。

提出書類等
業務計画書（業務方針）
業務工程表
管理技術者・主任技術者届
業務実施報告書
月間業務実施表（工事の進捗状況に伴い、実施状況を記録したもの）
工事監理日誌
その他組合が指示する書類（組合からの指示内容に係る書類）
組合との打合せ議事録等

※規格、縮尺、部数、提出方法は、組合と事業者が協議して決定する。

※上記のほか、山梨県土木工事共通仕様書等に準じた書類及び各契約書の条項に記載されている書類（組合と事業者が協議して決定する）

1.2 統括管理・モニタリング・保険等に係る要求水準

(1) 事業全体の統括管理

- ・事業者は、本事業における全ての業務を一元的に統括管理し、組合との連絡・調整及び各業務責任者間の調整等を行う統括管理責任者を1名配置すること。なお、統括管理責任者は、他の業務責任者を兼ねることができる。
- ・統括管理責任者は、各業務の計画書、各業務の報告書、セルフモニタリング実施計画書、セルフモニタリング結果報告書を組合に提出すること。
- ・組合からの連絡窓口を明確化した上で、問題発生時においては迅速かつ適切な対応を行うこと。

(2) 組合によるモニタリング・事業者によるセルフモニタリング

- ・組合は、事業者が行う各業務の内容が水準書等の内容及び提案内容を達成しているか確認する。
- ・具体的なモニタリング項目及び内容については、事業者が提出する各業務計画書を基に組合と事業者が協議の上、モニタリング実施計画書を策定し、内容を確定する。組合は、モニタリング実施計画書に基づき、モニタリングを実施する。
- ・事業者は、本事業の内容を自らが確認及び管理するセルフモニタリングを実施するものとし、水準書及び提案内容に基づき、確認項目、時期及び確認方法等を示したセルフモニタリング実施計画書に基づき、セルフモニタリングを実施し、結果を組合に提出する。
- ・建設業務完了時の完成検査は、下記のとおりとする。

<建設業務完了の完成検査>

ア 事業者による完成検査

- ・事業者は、自らの責任及び費用において、完成検査及び設備等の試運転を実施すること。
- ・完成検査及び設備等の試運転の実施については、それらの実施日の7日前までに組合に書面で通知すること。
- ・組合は、事業者が実施する完成検査及び設備等の試運転に立ち会うことができる。
- ・事業者は、組合に対して完成検査及び設備等の試運転の結果を検査済証やその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

イ 組合の完成確認

- ・組合は、事業者による前項の完成検査及び設備等の試運転の終了後、施設等について、事業者の立会いの下で、組合が承認した設計図書との照合により実施する。

ウ 完成図書の提出

- ・事業者は、組合による完成確認の通知に必要な図書を組合に提出すること。

エ 完成確認後の手続

- ・事業者は、組合による完成確認後、建築基準法第18条第18項に規定する検査済証、引継書を遅滞なく組合に提出すること。

(3) 保険

- ・事業者は、自らの負担により、次の保険に加入すること。

分 区		内 容
施設整備期間中	建設 工事保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中の施設等に事故が生じた場合、事故直前の状況に復旧する費用を補償するものとする。 ・ 対 象 : 本事業の工事に関するすべての建設資産 ・ 補償額 : 本件施設等の再調達金額 ・ 被保険者 : 建設企業（下請企業を含む。）及び組合とすること。
	第三者 賠償責任保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中に第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償をするものとする。 ・ 対 象 : 本事業の建設期間中の法律上の賠償責任 ・ 補償限度額 : （対人）1名あたり1億円、1事故あたり10億円 （対物）1事故あたり1億円以上 ・ 保険期間 : 工事着工日から引渡日まで ・ 免責金額 : 1事故当たり10千円 ・ 被保険者 : 建設企業（下請企業を含む）及び組合とし交差責任担保特約を付けること。
その他の保険		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、自らの負担により、その他必要と考えられる保険に加入すること。

(4) 施設整備に係る瑕疵担保責任

- ・ 建物の瑕疵担保期間は2年間とする。ただし、当該瑕疵が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には、本組合が請求を行うことができる期間は10年間とする。また、建設設備の機器の瑕疵担保期間は2年間とする。各種防水に関する保証は10年間とする。

1.3 その他の要求水準

本事業の実施にあたっては、以下の各種計画等を踏まえるとともに、創意工夫による独自の取組に努めること。

また、組合の社会・経済の貢献について、特に、峡南広域行政組合管内の事業者の活用・育成や組合内調達等に努め、峡南広域行政組合管内の産材の活用にも努めること。

- ・SDGs（持続可能な開発目標）
- ・Society5.0に向けた国等の取り組み
- ・DX（デジタルトランスフォーメーション）に向けた国等の取り組み
- ・消防力の整備指針（平成12年1月20日消防庁告示第1号）第23条
- ・その他本事業の実施にあたり留意すべき計画

■資料一覧

- 資料 1 整備エリア図
- 資料 2 ポーリング調査結果
- 資料 3 - a 消防本部の諸室等機能要件一覧
- 資料 3 - b (仮称) 北消防署の諸室等機能要件一覧
- 資料 3 - c 組合事務局の諸室等機能要件一覧
- 資料 3 - d 情報センターの諸室等機能要件一覧
- 資料 4 無線機器等設置一覧

■閲覧資料一覧

応募者が閲覧可能な資料は以下のとおり。閲覧方法・期間等は、募集要項に定める。

- 閲覧資料 1 峡南広域行政組合広域消防施設整備に係る民間資金活用可能性調査業務委託 報告書 (令和3年2月)
- 閲覧資料 2 峡南広域行政組合組合施設適地調査業務委託 報告書 (令和4年2月)
- 閲覧資料 3 インフラ関連資料
- 閲覧資料 4 (仮称) 峡南広域行政組合新庁舎建設予定地地質調査等業務委託ポーリング調査報告書
- 閲覧資料 5 (仮称) 峡南広域行政組合新庁舎建設予定地測量調査業務委託報告書